

不当な二重価格表示とは

～ 消費者が誤解する表示は違法です!! ～

二重価格表示はまちなかでも、インターネットでも見かけない日はないくらいにあふれています。

その二重価格表示で「不当なもの」とは、次の内容のものです。

小売業者が販売する商品などについて、実際の販売価格と比較対照する価格を併記して、いちじるしく差があり、消費者に有利であると思わせるような表示方法で、「景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）」に違反する行為が不当とみなされます。

■ 事例 ■

資格教室を展開するA社は、資格講座の受講料を割引価格で提供しているように表示したとして、景品表示法違反の有利誤認にあたるとされ、消費者庁は、再発防止などを求める措置命令を出しました。

消費者庁によると、A社は2012年1月～4月にかけて、日商簿記3級と医療事務の対策講座の受講料を通常価格より約4割安くして提供すると、新聞折り込みチラシに記載していました。

しかし、A社は2011年8月以降に通常価格で提供した実績がなく、消費者庁では「不当な二重価格表示」にあたると認定しました。

このチラシは全国で1,200万枚配布され、2つの講座で約160人の申し込みがありました。

A社はその後、表示を改め「社内体制を強化し再発防止に努める」と発表しました。



インターネットで食に関する情報のポータルサイトを運営し、飲食店の情報を飲食店事業主から広告として募る「ぐるなび」は、飲食店向けに不当な二重価格表示を防ぐための指導をしています。

例えば、以前から販売しているコース料理を値下げして「8,000円→特別価格で、4,500円!」と打ち出すとき、そのコースを8,000円で販売していた期間について、A・Bグループいずれかの、3つの条件すべてを満たさなければなりません。

《Aグループ》①同一商品を8週間、販売していた。②8,000円で販売していた期間が過半（半分以上）を占めている。③値下げして4,500円で販売開始する日が、8,000円で販売していた最終日から2週間以内である。

《Bグループ》①同一商品を販売していた期間が2週間以上8週間未満である。②8,000円で販売していた期間が通算して少なくとも2週間あり、かつ過半を占めている。③値下げして4,500円で販売開始する日が、8,000円で販売していた最終日から2週間以内である。